

# 一般財団法人長野県林業労働財団 公式インスタグラム運用要領

## (目的)

第1条 この要領は、一般財団法人長野県林業労働財団（以下、「財団」という。）が開設する公式 Instagram（以下、「公式インスタグラム」という。）を、林業事業者、就業希望者及び一般への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) Instagram

スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。（以下、「インスタグラム」という。）

### (2) 公式インスタグラム

財団が設置・運用するインスタグラムをいう。

### (3) アカウント

インスタグラムを設置・運用するために取得したユーザー名及びこれに係る権限をいう。

### (4) ユーザー

公式インスタグラムの利用者をいう。

### (5) コメント

他のアカウントのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。

### (6) フォロー

他のアカウントの投稿を受信するように登録することをいう。

## (アカウント)

第3条 財団が取得したアカウントは、公式インスタグラムを使って情報を発信する際に使用する。

- 2 アカウント取得に使用するメールアドレス及びアカウントの管理に必要なパスワードは財団業務課長が管理し、第三者に開示してはならない。
- 3 公式インスタグラムのアカウント名は nagano\_rinrou とする。

(情報発信)

第4条 情報の発信は、財団のPC端末及び公用スマートフォン端末または職員のスマートフォン端末を使用し、職員が公式インスタグラムから行うものとする。

(投稿内容)

第5条 インスタグラムで、次に掲げるコンテンツを投稿する。

- (1) 公開済みまたは告知済みの事業について周知するもの
- (2) 実施中または実施後の行事等の様子を紹介するもの
- (3) その他、理事長が適当と認めたもの

(意思決定)

第6条 前条第1号及び第2号に係るコンテンツは、財団職員が随時投稿できるものとする。

- 2 前項以外のコンテンツを投稿する場合は、事前に理事長の承認を受けるものとする。

(コメント及びフォローの制限)

第7条 コメントは原則として行わない。ただし、国、県及び関係団体等が発信した投稿で、特に理事長が必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 フォローは原則として行わない。ただし、国、県及び関係団体等が開設したアカウントで、特に理事長が必要と認めるものはこの限りでない。

(公式ホームページへの表示)

第8条 財団は、公式アカウントを公式ホームページ上に表示し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

(なりすましへの対応)

第9条 財団は、なりすましを発見した場合は、公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましインスタグラムアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第10条 ユーザーによる以下に定めるコメントを禁止し、財団は予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、財団または第三者の知的所有権を侵害するもの

- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
  - (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
  - (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
  - (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
  - (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・漏えいする等プライバシーを害するもの
  - (10) 有害なプログラムなど
  - (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
  - (12) その他、財団が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク
- (その他)

第11条 その他、この要領の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和5年10月2日から施行する。